

## NR 5 – 事故防止社内委員会 (CIPA)

発行		連邦官報
1978年06月08日	MTb条例第3.214号	1978年07月06日
更新 / 改定		連邦官報
1983年10月27日	SSMT条例第33号	1983年10月31日
1994年12月29日	SSST条例第25号	Rep. 1995年12月15日
1999年02月23日	SSST条例第08号	Retf. 1999年05月10日
1999年02月26日	SSST条例第15号	1999年03月01日
1999年05月27日	SSST条例第24号	1999年05月28日
1999年05月27日	SSST条例第25号	1999年05月28日
2001年05月10日	SSST条例第16号	2001年05月11日
2007年06月21日	SIT条例第14号	2007年06月26日
2011年07月12日	SIT条例第247号	2011年07月14日
2019年07月30日	SEPRT条例第915号	2019年07月31日
2021年10月07日	MTP条例第422号	2021年10月08日

(2021年10月07日のMTP条例422号により作成されたテキスト)

### 概要

- 5.1 目的
- 5.2 適用範囲
- 5.3 権限
- 5.4 設立と構成
- 5.5 選挙プロセス
- 5.6 任務
- 5.7 教育
- 5.8 業務提供のために請負業者の組織のCIPA (事故防止社内委員会)
- 5.9 最終規定
- 5.10 附属 I - 建築工業のCIPA (事故防止社内委員会)

#### 5.1 目的

**5.1.1** この規制基準-NR-は、労働と、労働者の生命の保護と健康の促進を恒久的に両立させるために、労働に関連した事故や疾病を予防することを目的として、事故防止社内委員会-CIPA-のパラメーターと要件を定める。

## 5.2 適用範囲

**5.2.1** 統合労働法-CLT-によって管理される従業員を擁する、組織と直接的および間接的な管理の公的機関、ならびに立法権、司法および検察庁の機関は、CIPA（事故防止社内委員会）を設立し、そして維持しなければならない。

**5.2.2** 法律で規定された項目の下で、このNR（規制基準）の規定は他の労働の法的関係に適用される。

## 5.3 権限

**5.3.1** CIPA（事故防止社内委員会）は権限がある:

- a) 危険の特定とリスク評価のプロセス、および組織によって実施される予防措置の採用を監視する;
- b) NR-1（総則）の1.5.3.3項に従って、自分の選択で、リスクマップまたはその他の適切な技術またはツールによって、優先順位なしで、存在する場合は、安全工学と労働医学の専門業務-SESMT-のアドバイスを受けて、労働者のリスクの認知を記録する;
- c) 労働者の安全と健康にリスクをもたらす可能性のある状況を特定するために、労働環境と条件を確認する;
- d) 労働安全衛生における予防措置を可能にする作業計画を作成および監視する;
- e) 労働安全衛生に関連するプログラムの展開と実施に参加する;
- f) NR-1（総則）の項目の下で、労働災害および疾病の分析を監視し、該当する場合は、特定された問題を解決するための措置を提案する;
- g) 医療と個人情報の機密を保護して、組織が発行した労働事故報告書-CAT-を含む、労働者の安全と健康に関連する問題について組織に情報を要求する;
- h) もしあれば、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）に、または組織に、労働者の安全と健康に重大で差し迫ったリスクがあると考えられる労働条件または状況の分析、および該当する場合は、是正措置と管理の採用までの活動の中断を提案する; および
- i) CIPA（事故防止社内委員会）によって決められたスケジュールに従って、もしあれば、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）と一緒に、労働災害防止社内週間-SIPAT-を毎年促進する。

**5.3.2** 組織の責任:

- a) CIPA（事故防止社内委員会）のメンバーの権限を遂行するために必要な手段を提供し、その職務計画に含まれる任務を実行するための十分な時間を確保する;
- b) CIPA（事故防止社内委員会）の活動に労働者が協力できるようにする; および
- c) 要求された場合、CIPA（事故防止社内委員会）にその権限に関連する情報を提供する。

**5.3.3** CIPA（事故防止社内委員会）、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）、および組織にリスク状況を示し、労働条件を改善するための提案を提示するのは労働者の責任である。

**5.3.4** CIPA（事故防止社内委員会）の委員長の責任:

a) 会議にメンバーを招集する; および

b) 会議を調整し、委員会の決定を組織と、ある場合は、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）に提出する。

**5.3.5** 副委員長は、委員長が偶発的な障害または一時的な欠席の際に委員長を代行する義務がある。

**5.3.6** CIPA（事故防止社内委員会）の委員長と副委員長は、一緒になって、次の権限を持つ:

a) CIPA（事故防止社内委員会）の活動を調整および監督し、提示された目的が確実に達成されるようにする; および

b) CIPA（事故防止社内委員会）の決定を施設のすべての労働者に公表する。

## **5.4 設立と構成**

**5.4.1** CIPA（事故防止社内委員会）は、特定の経済セクターの規定を除いて、このNR（規制基準）の表1に示されている規模に従って、施設ごとに組織と従業員の代表者で構成される。

**5.4.2** 季節方式で運営されている組織のCIPA（事故防止社内委員会）は、前のカレンダー一年度の労働者数の算術平均に基づいて、このNR（規制基準）の表1の規定に従って規模を設定されなければならない。

**5.4.3** CIPA（事故防止社内委員会）の組織の正規委員および補欠委員の代表者は、組織によって指名されます。

**5.4.4** 従業員の正規委員および補欠委員の代表者は、組合の所属に関係なく、関心のある従業員のみが参加する、無記名投票で選出される。

**5.4.5** 組織は、その代表者の中からCIPA（事故防止社内委員会）の委員長を指名し、選出された従業員の代表者は、正規委員の中から副委員長を選ぶ。

**5.4.6** CIPA（事故防止社内委員会）の選出されたメンバーの任期は1年で、再選が許される。

**5.4.7** 選出されおよび指名されたCIPA（事故防止社内委員会）のメンバーは、前任期終了後の最初の営業日に就任する。

**5.4.8** 組織は、CIPA（事故防止社内委員会）の正規委員および補欠委員の選挙および就任の議事録のコピーを提供しなければならない。

**5.4.9** 依頼がある場合、組織は、CIPA（事故防止社内委員会）の選挙プロセスに関する文書を、電子形式でも可能性であり、最大10日以内に決定権のあるカテゴリーの労働者組合に提示する。

**5.4.10** CIPA（事故防止社内委員会）は、施設の活動が閉鎖された場合を除き、従業員数が減少した場合でも、メンバーの任期が終了する前に、代表者の数を減らすことも、組織によって活動を停止することもできない。

**5.4.11** CIPA（事故防止社内委員会）に選出されたメンバーに関連して、組織は禁止されている:

- a) その権利の行使を危うくする、組織における通常の活動の変更; および
- b) CLT（統合労働法）の第469条、第1項および第2項の規定を除き、同意なしに別の施設への移籍。

**5.4.12** CIPA（事故防止社内委員会）の委員職に選出された従業員の恣意的または不当な解雇は、立候補の登録から任期終了後1年まで禁止される。

**5.4.12.1** 期限付き雇用契約の終了は、CIPA（事故防止社内委員会）の委員職に選出された従業員の恣意的または不当な解雇を特徴付けるものではない。

**5.4.13** 施設が表 I の規定に適合せず、規制基準NR-4（安全工学と労働医学の専門業務）の項目の、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）に適用しない場合、団体交渉を通じて、従業員参加の手法を採用することによって、労働安全衛生の予防活動の実施を補助するため、組織は従業員の中から組織の代表者を1名任命する

**5.4.13.1** SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）による対応の場合は、CIPA（事故防止社内委員会）の権限を実行しなければならない。

**5.4.13.2** 個人零細起業家-MEIは、5.4.13項に規定されている代表者の任命は免除される。

**5.4.14** 組織の代表としての従業員の任命とその活動形態は、組織によって毎年正式化されなければならない。

**5.4.15** 組織の代表として従業員を任命することは、設立の時点で、雇用主または従業員の代表として、CIPA（事故防止社内委員会）に参加することを妨げるものではない。

## **5.5 選挙プロセス**

**5.5.1** 現在の任期が終了する前の最低60日以内に、CIPA（事故防止社内委員会）の従業員の代表を選ぶために選挙を公示するのは雇用主の義務である。

**5.5.1.1** 組織は、受取確認のある、電子的手段によってでも、選挙プロセスの開始を決定権のあるカテゴリーの労働者組合に事前に連絡しなければならない。

**5.5.2** CIPA（事故防止社内委員会）の委員長と副委員長は、そのメンバーの中から、選

挙プロセスの準備と監視を担当する、選挙委員会を設立する。

**5.5.2.1** CIPA（事故防止社内委員会）がない施設では、選挙委員会は組織によって構成される。

**5.5.3** 選挙プロセスは、次の条件を遵守しなければならない：

- a) 物理的または電子的手段ですることができ、アクセスと視覚が容易な場所への、選挙の公示と立候補者受付の期限の開始を通知の公開と公表；
- b) 個人での立候補と選挙で、立候補受付の最小期間は連続15日間；
- c) 物理的または電子的手段で受付証明の提供と一緒に、部門または職場に関係なく、施設のすべての従業員にたいする立候補の開放；
- d) 立候補したすべての従業員への選挙までの雇用保証；
- e) 物理的または電子的手段を使用して、アクセスと視覚が容易な場所への、立候補した従業員のリストの公開と公表；
- f) CIPA（事故防止社内委員会）の、ある場合は、任期が終了する前の最低30日以内での選挙の実施；
- g) シフトスケジュールを尊重し、施設の従業員の過半数が参加できる時間に、通常の就業日での選挙の実施；
- h) 無記名投票；
- i) 選挙委員会によって決められる数の、組織および従業員の代表者の立会のもと、候補者の監視も自由である、通常の労働時間中の開票； および
- j) システムの安全および投票記録の機密性と正確性を保証できるプロセス手段の選挙組織。

**5.5.4** 従業員の50%未満しか投票に参加しなかった場合は、開票は行われず、選挙管理委員会は、投票期間を翌日に延長しなければならない、前日にすでに登録されている投票も計算して、従業員の少なくとも3分の1が参加することで有効と見なされる。

**5.5.4.1** 投票日2日目にも従業員の3分の1未満しか参加が確認されなかった場合は、開票は行われず、選挙管理委員会は、投票期間を翌日に延長しなければならない、前日にすでに登録されている投票を計算して、従業員の任意の数が参加することで有効と見なされる。

**5.5.4.2** 5.5.4項および5.5.4.1項で言及されている延長は、決定権のあるカテゴリーの労働者組合に連絡されなければならない。

**5.5.5** 選挙プロセスに関する苦情は、CIPA（事故防止社内委員会）選挙の結果が公表された日から30日以内に、労働監督地方支社に提出しなければならない。

**5.5.5.1** 選挙プロセスで不規則性が確認された場合、場合によっては、その是正または無効するかの決定は、労働監督のこの件に関する地域の最高機関当局の責任である。

**5.5.5.2** 投票のみを無効する場合、組織は、以前の立候補を保証して、確認の日付から数えて10日以内に新しい投票を招集する。

**5.5.5.3** その他の場合、労働監督のこの件に関する地域の最高機関当局は、このNR（規制基準）に規定された期限に従って、発生した行為、採用される措置および期限を決定する。

**5.5.5.4** CIPA（事故防止社内委員会）メンバーが就任する前に無効が行われる場合、選挙プロセスが補完するまで、以前の任期、ある場合は、の延長が保証される。

**5.5.6** 投票数が最も多い候補者の順に、正規委員と補欠委員の条件を獲得する。

**5.5.7** 同票の場合は、施設での業務時間が最も長い方が獲得する。

**5.5.8** 投票された候補者と選出されなかった候補者は、補欠委員が空席になった場合以後で任命することができるように、選挙と開票の議事録に投票数の降順で列記される。

## **5.6 任務**

**5.6.1** CIPA（事故防止社内委員会）は、事前に設定されたカレンダーに従って、定期的に月例会議を開催する。

**5.6.1.1** CIPA（事故防止社内委員会）の裁量により、リスク段階1および2の零細企業-ME-および中小企業-EPP-では、会議は隔月で行うことができる。

**5.6.2** CIPA（事故防止社内委員会）の定例会議は、優先的に対面形式で組織内で開催され、参加は遠隔形式で行うことも出来る。

**5.6.2.1** 会議の日時は、シフトと労働時間を考慮してメンバー間で合意される。

**5.6.3** CIPA（事故防止社内委員会）の会議には、出席者によって署名された議事録がなければならない。

**5.6.3.1** 会議の議事録は、電子的手法によってでも、すべてのCIPA（事故防止社内委員会）メンバーに利用できるようにしなければならない。

**5.6.3.2** CIPA（事故防止社内委員会）会議の決議と指導は、掲示板または電子的にすべての従業員が利用できるようにしなければならない。

**5.6.4** 臨時会議は、次の場合に開催されなければならない：

a) 重大または致命的な労働災害が発生した場合； または

b) いずれかの代表者から依頼があった場合。

**5.6.5** CIPA（事故防止社内委員会）のメンバーは、定例会議または臨時会議ごとに、議

事録の作成を担当する書記を指名する。

**5.6.6** 正規委員は、正当な理由なしに4回を超える通常の会議に欠席した場合、任期を失い、補欠委員に交代される。

**5.6.7** 任期中に発生した役職の決定的な欠員は、選挙の議事録に記載された降順の順番の補欠によって埋められ、理由は会議の議事録に記録されなければならない。

**5.6.7.1** 任期の最初の6か月の間に、補欠要員がこれ以上いなくなった場合は、組織は、空席を埋めるために臨時選挙を実施しなければならない、これは、労働者の少なくとも3分の1が参加した場合にのみ有効と見なされる。

**5.6.7.1.1** 臨時選挙の期限は、このNR（規制基準）で定義されている選挙プロセスに規定されている期限の半分に短縮される。

**5.6.7.1.2** 選挙プロセスのために定められた他の要件は準拠されなければならない。

**5.6.7.2** 委員長が決定的に不在になった場合は、組織は、2営業日以内に、優先的にCIPA（事故防止社内委員会）のメンバーの中から交代を指名する。

**5.6.7.3** 副委員長が決定的に不在になった場合は、従業員代表の正規委員のメンバーは、2営業日以内に、正規委員の中から交代を選出する。

**5.6.7.4** 臨時選挙プロセスで選出されたメンバーの任務は、委員会の他のメンバーの任期と適合性がなければならない。

**5.6.7.5** 臨時プロセスで選出された委員の教育は、就任日から数えて最大30日以内に実施されなければならない。

**5.6.8** CIPA（事故防止社内委員会）の決定は、優先的に合意による。

**5.6.8.1** 合意がない場合、CIPA（事故防止社内委員会）は票決手順と決定の再検討の要求を規制しなければならない。

## **5.7 教育**

**5.7.1** 組織は、就任する前に、このNR（規制基準）の5.4.13項に規定されている任命された代表者、およびCIPA（事故防止社内委員会）の正規委員、補欠委員のメンバーの教育を促進しなければならない。

**5.7.1.1** 初めての任期のCIPA（事故防止社内委員会）の教育は、就任日から数えて最長30日以内に実施される。

**5.7.2** 教育には、少なくとも次の項目を含めなければならない:

- a) 労働環境、労働条件、および製造プロセスから生じるリスクの学習;
- b) 施設に存在する労働条件およびリスクへの露出に起因する労働に関連する事故および疾病とその予防措置に関する概念;

- c) 労働に関連した事故や疾病の調査および分析の方法;
- d) 労働衛生およびリスクの予防措置の一般原則;
- e) 労働安全衛生に関連する労働法規および社会保障に関する概念;
- f) 障害者やリハビリテーションの人々を労働プロセスに含めることの概念; および
- g) CIPA（事故防止社内委員会）の組織および委員会の権限の行使に必要なその他の事項。

**5.7.3** コース修了から数えて2年以内に実施された教育は、NR-1（総則）の規定に従い、同じ組織内で再利用することが出来る。

**5.7.4** 教育は、次の最小の教育時間がなければならない:

- a) リスク段階1の施設では8時間;
- b) リスク段階2の施設では12時間;
- c) リスク段階3の施設では16時間; および
- d) リスク段階4の施設では20時間。

**5.7.4.1** 教育時間は、1日最大8時間で分散しなければならない。

**5.7.4.2** 対面形式の場合は、次の最小教育時間を遵守しなければならない:

- a) リスク段階2の施設では4時間; および
- b) リスク段階3と4の施設では8時間。

**5.7.4.3** リスク段階1の施設と組織に任命された代表者の教育時間は、NR-1（総則）の項目の下で、遠隔またはセミ対面学習形式ですべて行うことができる。

**5.7.4.4** すべてを遠隔教育形式で実施される教育は、5.7.2項に従って、施設の特定のリスクを考慮しなければならない。

**5.7.4.5** SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）メンバーは、CIPA（事故防止社内委員会）の教育から免除される。

## **5.8 業務提供のために契約された組織のCIPA（事故防止社内委員会）**

**5.8.1** フェデレーションのユニット（連盟の支社）の従業員の総数がこのNR（規制基準）の表Iの規定に該当する場合、業務提供の組織は集中形のCIPA（事故防止社内委員会）を設立しなければならない。

**5.8.1.1** 第3者に業務提供する請負業者の組織が、リスク段階3または4に適合される契約当事者の施設で活動を行い、契約当事者の施設での従業員の総数がこのNR（規制基準）の表Iの規定に該当する場合は、契約当事者のリスク段階を考慮して、この施設で独自のCIPA（事故防止社内委員会）を設立しなければならない。



**5.8.1.1.1** 請負業者の組織は、最長180日間の期間で第3者に業務提供する場合、独自のCIPA（事故防止社内委員会）の設立を免除される。

**5.8.1.2** 集中形のCIPA（事故防止社内委員会）の規模を決定する目的で、業務提供する請負業者の組織の従業員の総数は、独自のCIPA（事故防止社内委員会）によって到達した従業員を無視しなければならない。

**5.8.2** 業務提供する請負業者の組織は、独自のCIPA（事故防止社内委員会）の設立が免除された場合は、契約当事者会社の施設に5人以上の従業員がいる場合、このNR（規制基準）の目的を履行するために、組織の代表者を1名任命しなければならない。

**5.8.2.1** 集中形のCIPA（事故防止社内委員会）のメンバーの従業員がいる施設での、組織の代表者の任命は免除される。

**5.8.2.2** 5.8.2項の規定は、業務提供の請負業者の組織の本社施設に関する5.4.13項の規定を除外するものではない。

**5.8.2.3** 業務提供の請負業者の組織の代表者の任命は、施設で活動を行う従業員の間で行われなければならない。

**5.8.3** 業務提供の請負業者の組織は、集中化されたCIPA（事故防止社内委員会）が従業員を抱える施設間の相互作用を維持することを保証しなければならない。

**5.8.3.1** 組織は、集中化されたCIPA（事故防止社内委員会）の会議に、CIPA（事故防止社内委員会）の任命された代表者の参加を保証しなければならない。

**5.8.3.2** 組織は、任命された代表者がいない施設で働く集中化されたCIPA（事故防止社内委員会）のメンバーに、5.6.2項の規定を準拠した条件を与える必要があります。

**5.8.4** 業務提供の請負業者の組織の任命された代表者は、契約当事者のリスク段階に応じて教育に参加しなければならない。

**5.8.5** 5.8.1.1項の項目に基づいて設立された、第3者への業務提供の請負業者のCIPA（事故防止社内委員会）は、施設内での活動が終了した場合は、あらゆる目的で終了されたと考慮される。

**5.8.6** 契約当事者の組織は、5.8.2項に規定されているように、業務提供の組織に、組織の代表者を任命するよう要求しなければならない。

**5.8.7** 契約当事者は、請負業者の組織が同じ施設で働く場合は、常に、予防行動を統合する目的で、請負業者を契約当事者のCIPA（事故防止社内委員会）の会議に参加するように招待しなければならない。

**5.8.7.1** 請負業者は、契約当事者のCIPA（事故防止社内委員会）の会議に出席するために、1名のCIPA（事故防止社内委員会）代表者または組織に任命された代表者を指名しなければならない。

## **5.9 最終規定**

**5.9.1** 契約当事者は、請負業者、そのCIPA（事故防止社内委員会）、組織に任命された代表者、および、さらにその施設に配属された労働者が、NR-1（総則）で規定されているリスク管理プログラムに従った、労働環境に存在するリスク、および予防措置に関する情報を受け取れるように措置を講じる。

**5.9.2** CIPA（事故防止社内委員会）に関連するすべての文書は、労働監督に自由に使用できるように、最低5年間の期限で施設に保管しなければならない。

**5.9.3** 施設のリスク段階に変化があった場合、CIPA（事故防止社内委員会）のサイズ変更は次の選挙で実行されなければならない。

表I-CIPA（事故防止社内委員会）の規模

	リスク段階	1		2		3		4	
		正規委員	補欠委員	正規委員	補欠委員	正規委員	補欠委員	正規委員	補欠委員
施設の従業員の数	0から19								
	20から29					1	1	1	1
	30から50					1	1	2	1
	51から80			1	1	2	1	3	2
	81から100	1	1	1	1	2	1	3	2
	101から120	1	1	2	1	2	1	4	2
	121から140	1	1	2	1	3	2	4	2
	141から300	1	1	3	2	4	2	4	3
	301から500	2	2	4	3	5	4	5	4
	501から1.000	4	3	5	4	6	4	6	5
	1.001から2.500	5	4	6	5	8	6	9	7
	2.501から5.000	6	5	8	6	10	8	11	8
	5.000から10.000	8	6	10	8	12	8	13	10
	10.000以上から、 2.500のグループごとに追加する	1	1	1	1	2	2	2	2

\* NR-04（安全工学と労働医学の専門業務）の表Iでの決定に従ったリスク段階 - 経済活動の国内分類-CNAE-（バージョン2.0）のリスト、SESMT（安全工学と労働医学の専門業務）の規模化の目的でのリスク度-GR-。

## NR-5 の 附属 I

### 建築工業のCIPA（事故防止社内委員会）

#### 概要

1. 目的
2. 適用範囲
3. 一般規定

#### 1. 目的

1.1 この附属書の規定は、建設工業のCIPA（事故防止社内委員会）の特定の要件を定める。

#### 2. 適用範囲

2.1 この付属書に定められている規定は、規制基準-NR-18-（建設工業の労働安全衛生の条件）の18.2.1項に規定されている組織に適用される。

#### 3. 一般規定

3.1 工事を担当する組織は、従業員数が表 I に規定された規模の範囲内にある場合は、この規則の一般規定を遵守して、工事現場ごとにCIPA（事故防止社内委員会）を設立しなければならない。

3.1.1 工事現場がNR-5（事故防止社内委員会）の表 I に規定されている規模に適合しない場合は、工事を担当する組織は、現場の従業員の中から、このNR（規制基準）の目的を履行するために少なくとも1人の代表者を任命しなければならない。

3.1.2 工事を担当する組織は、作業現場ごとにCIPA（事故防止社内委員会）を設立することを免除される。

3.1.3 作業現場がある場合、現場の従業員数に関係なく、工事を担当する組織は、このNR（規制基準）の目的を履行するために、その従業員の中から、作業現場または工事現場で活動を行う少なくとも1人の代表者を任命しなければならない。

3.1.3.1 工事を担当する組織によってNR-05（事故防止社内委員会）に任命された代表者は、複数の作業現場の代表者として任命されることが出来る。

3.2 工事現場または作業現場で第3者に業務提供する組織がある場合、現場に5人以上の従業員がいる場合には、このNR（規制基準）の目的を履行するために、少なくとも1名の組織の代表者を任命しなければならない。

3.2.1 工事現場または作業現場で第3者に業務提供する組織の、NR-05（事故防止社内委員会）代表者の任命は、現場で義務として活動を行う従業員の間で行われなければならない。

3.2.2 工事を担当する組織は、3.2項で規定されている最低に達したときに、工事現場または作業現場で第3者に業務提供する組織に代表者を任命するよう要求しなければならない。

3.2.3 工事現場または作業現場で第3者に業務提供する組織は、さまざまな職場現場の従業員の総数を考慮して、NR-5（事故防止社内委員会）の表Iに適合する場合、集中形のCIPA（事故防止社内委員会）を設立しなければならない。

3.2.3.1 工事現場または作業現場で第3者に業務提供する組織の集中形のCIPA（事故防止社内委員会）の規模化では、フェデレーションのユニット（連盟の支社）の集中形のCIPA（事故防止社内委員会）の規模化のために、領土制限を伴い、業務提供するさまざまな職場に分散している組織の従業員数を考慮に入れる必要があります。

3.2.3.1.1 組織は、集中化されたCIPA（事故防止社内委員会）が、フェデレーションのユニット（連盟の支社）で活動している工事現場と作業現場の間の相互作用を維持することを保証しなければならない。

3.3 最長180日間の期間の工事は、作業の事前連絡を、工事の事前連絡システム-SCPO-の電子登録から最大10日以内に、その場所の権力のあるカテゴリーの労働者組合に連絡することで、CIPA（事故防止社内委員会）の設立が免除される、

3.3.1 最長180日間の期間の工事の場合、工事を担当する組織は、作業現場がある場合は、3.1.2項の規定を適用して、このNR（規制基準）の目的を達成するために、組織の代表者を少なくとも1人を任命しなければならない。

3.3.2 工事現場または作業現場で第3者に業務を提供する組織があり、最長180日間の期間の工事の場合で、現場に組織の従業員が5人以上いる場合は、このNRの目的を達成するために、組織の代表者を少なくとも1人を任命しなければならない。

3.4 任命された代表者の選択は、5.4.14項および5.4.15項の規定に遵守して、組織の管轄である。

3.4.1 組織は、任命された代表者にその任命の写しを提供しなければならない。

3.5 この規制で定められているように、工事現場のCIPA（事故防止社内委員会）メンバーは教育に参加しなければならない。

3.5.1 任命された代表者は、NR-1（総則）の1.7項の規定を考慮し、この基準の総則を遵守して、以下の内容で、最低8時間の教育時間で教育に参加しなければならない：

- a) 労働に関連した災害や疾病の予防の概念；
- b) 工事の段階に応じた、労働環境と条件、製造プロセスから生じるリスク、および予防措置の学習； および
- c) 労働安全衛生に関連する労働法規および社会保障に関する概念。

3.5.1.1 任命された代表者の訓練の有効性は、この規制の規定に準拠しなければならない、

有効期間内に、訓練を促進した組織のために、さまざまな工事現場または作業現場で利用することができる。

**3.5.1.2 NR-1 (総則) の1.7項の規定が準拠されている場合、さまざまな組織による代表者の教育の認定が許可される。**

**3.6 工事を担当する組織は、この規制の一般規定を遵守し、工事現場に存在する場合は、CIPA (事故防止社内委員会) の作業を調整し、該当する場合は、組織によって任命された代表者の作業を調整しなければならない。**

**3.6.1 作業を担当する組織は、この規制の一般規定を遵守し、工事現場および作業現場で、存在する場合は、CIPA (事故防止社内委員会) と、該当する場合は、任命された代表者との統合を促進しなければならない。**

**3.6.2 この規制の目的を達成するために、会議へのCIPA (事故防止社内委員会) のメンバーおよびNR-05 (事故防止社内委員会) の任命された代表者の参加は、その一般的な部分の規定に従わなければならない。**

**3.7 工事現場のCIPA (事故防止社内委員会) は、工事の活動が完了すると、あらゆる目的で終了されたと見なされる。**

**3.7.1 この規制の規定を適用する目的で、プロジェクトで予定されるすべての段階が完了すると、工事の活動は完了したと見なされる。**

**3.7.2 工事の完了は、工事の担当技術者によって固有の文書で正式化しなければならない、そのコピーを、物理的または電子的に、施設の権力のある労働者のカテゴリーの労働者組合に送付しなければならない**